

日系企業製品の中国からの様々な輸出形態

- ① 中国にて製造され、完成品として輸出されるもの
- ② 中国にて製造された完成品が、他の製品にアッセンブルされ輸出されるもの
- ③ 中国にて製造された部品・コンポーネンツ等が、単独で輸出されるもの
- ④ 中国にて製造された部品・コンポーネンツ等が、他の製品に組み込まれて輸出されるもの
- ⑤ 全く関知しないルートで輸出されるもの
- ⑥ 模造品として輸出されるもの

中国に進出している日系企業において、様々な形態での輸出が急増しています。これらの製品に対するPL対策としてのPL保険の付保は、前号で述べた通り極めて重要です。日本への輸出は、受入れ先の日本国内でのPL保険付保によって対応が可能です。しかし、日本以外の地域については、中国国内にて海外（輸出）PL保険に加入する必要があります。以下、中国国内の海外（輸出）PL保険の概要を紹介します。

I. 中国海外（輸出）PL保険の内容

- ① 保険契約者 中国進出日系企業
- ② 被保険者 中国進出日系企業
- ③ 保険期間 1年
- ④ 保険責任 事故発生ベース
- ⑤ 保険適用地域 中国を除く全世界
(米・国・カナダ・メキシコを含む)
- ⑥ 対象となる輸出製品および仕事の範囲
① 被保険者により製造、販売された製品および関連製品・付属品のすべて
* 自社ブランド製品、相手先ブランドによるOEM製品を含む
② 被保険者の次の作業のすべて(個別対応)
ア. 据付、メンテナンス(調整、仕様変更を含む)
イ. その他簡単な組立作業
- ⑦ 保険金が支払われる事故および支払われる保険金の内容
① 支払われる主な保険金の内容
ア. 対象となる輸出製品に起因して海外で発生した偶然な事故
イ. 対象作業の結果として海外で発生した偶然な事故(個別対応)
② 支払われる主な保険金の内容
ア. 被害者に支払われる和解金、損害賠償金
イ. 訴訟解決のための費用
- ⑧ 保険金が支払われない主な場合
① 故意、法令違反に起因する損害
② 被保険者の従業員が業務中に被った身体障害に対する賠償責任
- ⑨ 保険料の算出
契約時直近の把握可能な決算(会計年度)における売上高
【保険料例】お支払い限度額および保険料
(一) 契約プラン
* CSL
(対物・対人共通の1事故および保険期間通算限度額)
* 自己負担額なし
I型 CSL US\$100万
II型 CSL US\$200万
III型 CSL US\$300万
■ 売上高 3850万円 ネジ・釘製造
I型 保険料 約435000円
II型 売上高 2300万円 玩具・遊戯製造
II型 保険料 約1020000円
- ⑩ ③ 製品の故障、不調、不具合等により物理的な損壊事故が発生していない場合の財物の使用不能に起因する賠償責任
④ リコール措置(回収・交換・検査・修理等)に要した費用およびこれらに起因する賠償責任
⑤ 契約により加重された賠償責任、懲罰的賠償責任、罰金、違約金など
⑥ 原子力事故およびアスベスト事故に起因する賠償責任
⑦ 汚染物質の排水・漏出等に起因し、または汚染物質の取り扱いに関連して発生した事故に起因する賠償責任
⑧ 直接または間接を問わず地震に伴って生じた損害に起因する賠償責任
⑨ 海外において所有・使用・管理する施設に起因、またはその施設の用法に伴う業務に起因する損害に対する賠償責任

中国進出企業のためのPL(製造物責任)グローバル戦略(IV)

by NPOセフティマネジメント協会 専務理事 出崎 克

PL保険引き受け会社の選定は、北米のクレーム処理ノウハウの有無がポイント

中国保険会社の海外(輸出)PL保険の引き受けは、現在のところさほど普及しているとはいえないのが実情です。特に北米向けをカバーするPL保険は、各社とも極めて引き受けに慎重で、また引き受ける保険会社があつたとしても、北米PLクレームへの対応力がある会社であるとは限りません。万が一のPLクレームに対し、北米の弁護士を十分に活用できる保険会社の選定が重要なポイントです。

リコール措置とPL保険

PL対策の最も重要な対応のひとつとして、リコール(製品の回収・交換・検査・修理等)があります。

この費用はPL保険ではカバーされません。(ただし、特に製品の欠陥によってリコール措置が必要な人身事故や物損事故が起きた場合、この事故に関してはPL保険の対象になります。)しかし、だからといってこれを放置しておくことは、自殺行為であります。たとえば、これは

製造業お役立ち記事

「製造物責任法令に関する日中比較」 出典:「中国・製造物責任(PL)の概要」(三井住友海上火災㈱)

項目	日本	中国	備考
1. 法律にかかわる概況			
(1)法意識	一般に訴訟を好まない傾向有り	権利意識が高く訴訟社会	中国の法意識は米国に近い 外資系企業を被告とするPL訴訟は20件報道された(2000年)
(2)裁判所の位置づけ	三権分立	三権分立制度はなく、裁判所(人民法院)は、最高国家権力機関である全国人民代表大会(全人代)に対し責任を負っている	全人代は年1回開催。この中で、最高人民法院院長が毎年の活動報告を行い、全人代の承認を得ている
(3)裁判所のレベル	簡易、地方、高等、最高	基層、中級、高級、最高	
(4)裁判制度	三審制	二審制	一審の裁判所のレベルは、事件の性質、訴額によって決まる
2. 製造物責任法令			
(1)名称	製造物責任法	中華人民共和国製品品質法	
(2)施行時期	1995年7月1日	1993年9月1日	現行法は、2000年9月1日に改正・施行された(中国)
(3)特徴	民事責任を規定(全6条)	民事責任、行政責任、刑事責任全てを規定(全74条)	
(4)関連法令	民法(709条:不法行為責任、415条:債務不履行責任)等	民法通則、消費者権利保護法、不正競争防止法等	
(5)責任の主体	製造業者、加工業者、輸入業者(第2条) *但し、OEM製品の販売業者、実質的表示製造者は責任の主体になりうる	製造業者、販売業者	
(6)責任の要件	無過失責任(「欠陥」があったこと、「損害」が発生したこと、欠陥と損害の因果関係があることを被害者が立証する)	同左(ほぼ左記同様)	
(7)免責	開発危険の抗弁(第4条)*製品が開発された当時の科学水準で欠陥の存在を覚知できなかった場合、賠償が免責される	同左(第41条)	欠陥が他の製造業者が行った設計に起因し、かつその欠陥につき被告に過失がない場合、日本法では免責になるが、中国ではその規定がない
(8)責任期間	損害を知った時より3年、製品引渡しから10年(第5条)	損害を知った時より2年、製品引渡しから10年(第45条)	

《事例》「日本企業を被告とするPL訴訟(抜粋)」 出典:「中国・製造物責任(PL)の概要」(三井住友海上火災㈱)

判決年月	法院	被告	判決内容	製品欠陥による事故の有無
2002.2	上海市長寧区法院(1審)	日本・自動車メーカーの中国法人	1.エンジンの無償交換 2.6万元の支払い 3.代金の返還と同額の賠償請求は棄却	無し(プレーキオイルバルブの不調) *消費者權益保護法第49条 (詐欺行為)をめぐる認定のケース
2002.3	北京第二中級法院(1審)	①日本・自動車メーカーの香港法人の中国法人 ②北京の販売公司	1.被告2社は連帯して無償修理せよ 2.保国は損害0.5万元+弁護士費用を支払え 3.自動車代金の返還と同額の賠償請求は棄却	無し(自動変速機の不調)
不明	青島市法院(1審)	①日本・ガラスメーカー ②日本商社	従業員(1名死亡、1名傷害)への損害賠償金200万元を支払え	不明

□純粋なPL訴訟は自動車メーカー等で提訴された数例であるが、販売業者、商社が被告となり販売者の賠償責任が争点になる広義のPL訴訟は発生している現状にある。

リスク対策は万全ですか？

株式会社キャプテン

代表者：出崎 克

所在地：〒103-0025

東京都中央区日本橋茅場町 2-1-11

ビルックス茅場町4階

TEL：03-5614-4755

FAX：03-5614-4477

設立：1986(昭和61)年4月17日

<http://www.captain-inc.com/>

個人向けも含め保険の
総合コンシェルジュサービスを
ご提供しています。



日本で起きたクレームだから海外では関係ないとか、これは中国国内のPL事故だから米国は関係ないといった考えは誤りです。万が一、世界のどこかで自社製品によるPL事故が起きた場合、全世界に対する素早い対応が必要です。もし放置していて、他の国で同様の事故が起きた場合、加入しているPL保険では補償されないケースがあります。更に万が一、訴訟となった場合、放置していたことを悪意があったためであることとられ、極めて不利な事態を招く恐れがあります。リスク対策は、グローバルな視点から考える必要があると言えるのです。